

全経 所得税法 2 級 29 年度改定点

弥生カレッジ CMC

■平成 29 年度の所得税法改正点は下記の通りです。

出題には直接影響しませんがご参考ください。

1. 医療費控除 (対策レジュメ P12)

医療費控除の特例

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、現行の医療費控除の適用に代え、次の算式により計算した金額についてその年分の課税標準額から控除することとされました。

$$\left[\begin{array}{c} \text{その年中に支払った} \\ \text{特定一般用医薬品等} \\ \text{購入費の金額} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} - 12,000 \text{円} = \begin{array}{c} \text{控除額} \\ \text{(最高 88,000 円)} \end{array}$$

2. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し (対策レジュメ P13)

平成 30 年分以後の所得税について適用されますので、平成 29 年度は変更ありません。

3. 給与所得控除額の上限額の引き下げ 平成 29 年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額×10%+1,200,000 円
10,000,000 円超	2,200,000 円 (上限)

↑↑その年中の給与等の収入金額が 10,000,000 円を超える場合の給与所得控除額が 2,200,000 円に引き下げられました。